特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和6年9月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 住民基本台帳に関する事務 市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の 正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 そのため、住民の方々の居住関係の公証、住民の方々に関する事務処理の基礎となるとともに、住民の 住所に関する届出の簡素化を図り、住民に関する氏名、生年月日、性別、異動事由、異動年月日などの 適正な管理を統一的に行っている。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、住民の届出 に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便を増 |進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、住 民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネッ ト)を都道府県と共同して構築している。市においては、住基法及び行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以 下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修 正 ③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤ 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ②事務の概要 ⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦ 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更 ⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩ 個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」と いう。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提 供する ⑩サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムにより基幹システ ムに取り込む なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並 びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総 務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カー ド関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイ ルを使用する。 (1) 既存住民基本台帳システム (2)住民基本台帳ネットワークシステム(※) (3)ゲートウェイ証明書発行システム (4)中間サーバー (5)番号連携サーバー ③システムの名称 (6)サービス検索・電子申請機能 (7)申請管理システム |※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以 降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル
- (2) 本人確認情報ファイル
- (3) 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号利用法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備え付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票等の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長からの都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
THATALON TOTO	<選択肢>
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令に「住民票関係情報」が含まれる条項(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、15、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の4、44の3、44の5、45、47、48、49、49の2、51、53、54、55、56、57、58、59、59の2の2、59の2の3、59条の3) 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民協働部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ

いわき市市民協働部市民課 970-8686 いわき市平字梅本21番地

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいける。		<選択肢>		万人未満 万人未満		
		令和6年	3月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和6年3月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

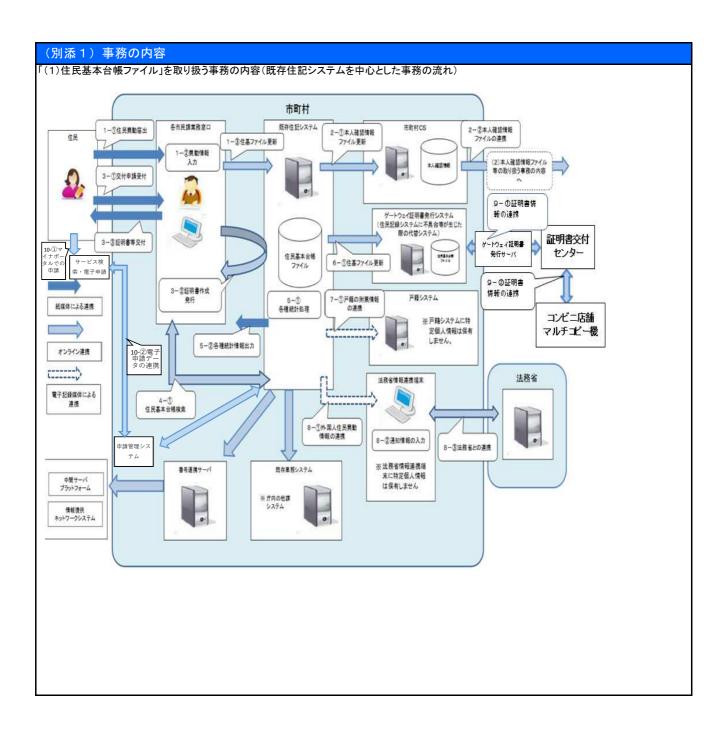
其磁値日証価及び全値日証価の実施が義務付けられる

本には日計画及び主は日計画の天心が我務刊りられる						
Ⅳ リスク対策						
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネットワークシン	ステムを通じたフ	(手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[0]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	查 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更箇凡	/1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月23日	I 4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
平成28年8月23日	Ⅱ1いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	
平成28年8月23日	Ⅱ2いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	
	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	小野 茂	林 弘美智	事後	
	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	林 弘美智	西郷 定之	事後	
平成31年2月12日	4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令に「住民票関係情報」が含まれる条項(第1,2、3、4、6,7、8、10、12、13、14、15、16、20、22、23、24、25、27、28、31、32、33、37、38、39、41、43、45、47、48、50、51、53、55、56、57、58、59条)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令に「住民票関係 情報」が含まれる条項(第1、2、3、4、6、7、8、 10、12、13、14、15、16、20、22、22の3、22の4、 23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、 31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、 43の4、45、47、48、50、51、53、55、56、57、58、 59、59の2、59の3条)	事後	
平成31年2月12日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長の役職名	西郷 定之	市民課長	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	•番号法第19条第7号	•番号法第19条第8号	事前	
令和5年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	番号法	番号利用法	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	②サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムにより基幹システムに取り込む	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (別添1)事務の内容(既存住記)図	(追加)	※マイナポータルに関する事務フローを追加	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (別添1)事務の内容(既存住記)備考	(追加)	10.マイナポータル 10-①.マイナポータル経由の各種電子申請 データを取り込む。 10-②.電子申請データを当市の基幹システム に連携する。		
令和5年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	(追加)	(6)サービス検索・電子申請機能 (7)申請管理システム	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二:第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、4、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令に「住民票関係情報」が含まれる条項(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、15、16、20、22、22の3、22の4、22、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の4、45、47、48、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3条)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令に「住民票関係情報」が含まれる条項(第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、15、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の4、44の3、44の5、45、47、48、49、49の2、51、53、54、55、56、57、58、59、59の2の2、59の2の3、59条の3)	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報 提供ネットワークシステムによる情報照会は行 わない)	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報 照会は行わない)	事後	
令和6年9月10日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年9月10日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	



(備考)

- 1. 住民基本台帳の記載、記載変更及び消除に関する事務
- 1-①.住民より住民異動届出(転入、転出等)を受け付ける。
- 1-②.既存住記システム端末に異動情報の入力をする。
- 1-③.住民基本台帳ファイルを更新する。

- 2-①.本人確認情報に変更等があった場合、市町村CS内の本人確認情報ファイルを更新する。
- 2-2.更新された本人確認情報ファイルを県、機構へと連携する。

3. 帳票の発行に関する事務

- 3-①住民より住民票の写し等の交付申請を受け付ける。
- 3-②.既存住記システム端末を操作し、該当証明書を作成、発行する。
- 3-③.発行した住民票の写し等の証明書を住民に交付する。

4. 住民基本台帳の照会

4-①基本4情報の組み合わせや個人番号をキーワードとして、既存住記システム端末より住民基本台帳を検索する。

5. 住民基本台帳の統計

- 5-①.既存住記システムにて各種統計処理を行う。
- 5-2.既存住記システムより各種統計情報を出力する。
- 6. ゲートウェイ証明書発行システムとの連携
- 6-①住民基本台帳ファイルに変更があった場合、システム内の住民基本台帳ファイルを更新する。

7. 戸籍システムとの連携

7-①.市に本籍を置いている住民の戸籍の附票の情報を連携する。

8. 法務省への通知事項の作成

- 8-①.既存住記システムにて外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を作成・出力する。
- 8-②.法務省情報連携に外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を入力する。
- 8-③.法務省情報連携端末を通じて法務省と連携する。

9. 証明書のコンビニ交付

- 9-①ゲートウェイ証明書発行サーバから証明書交付センターへ証明書情報を移出する。 9-②.証明書交付センターから証明書情報をコンビニ店舗マルチコピー機へ情報を移出する。

10.マイナポータル

- 10-①.マイナポータル経由の各種電子申請データを取り込む。
- 10-2.電子申請データを当市の基幹システムに連携する。